

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十五の項中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表の五十五の項の1の(二)中「道路交通法施行令」の下に「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を加え、同表の五十九の項中「、第一百一条の二第二項又は第一百一条の二第二項」を「又は第一百一条の二第二項」に改め、同表の五十九の二の項中「第一百一条の二の二」を「第一百一条の二第二項」に改め、同表の五十九の四の項中「の規定」を「若しくは口、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項の規定」に、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同表の五十九の五の項中「の規定に基づく」を「若しくは口、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項の規定に基づく」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項を同表の五十九の六の項とし、同表の五十九の四の項の次に次のように加える。

五十九の五 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定  
に基づく運転技能検査 三千五百五十円

別表第一の六十の項中「の規定」を「又は第九十一条の二第二項の規定」に改め、同表の七十六の項の3中「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を削り、同表の七十七の項の1及び2を次のように改める。

1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この項及び八十の項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円

2 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

別表第一の七十七の項の3から6までを削り、同表の七十八の二の項中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の三 道路交通法第百八条の二第一項第十五号の規定に基づく講習

講習一時間について二千円

別表第一の七十九の項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同表の七十九の二の項を削り、同表の八十の項を次のように改める。

八十 道路交通法第百八条の二第二項の規定に基づく講習

1 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習

(一) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円

(二) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

2 道路交通法第九十七条の二第一項第三号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習 千三百五十円

別表第一の八十の二の項を削る。

別表第二の二の項中「及び七十五の項」を、「七十五の項及び七十八の二の項」に改める。

## 附則

1 この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の五十五の項、五十九の項、五十九の二の項及び七十六の項の改正規定 公布の日

二 別表第一の四十五の項の改正規定 令和四年四月一日

2 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第四条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対する改正

後の別表第一の五十九の四の項の規定の適用については、同項中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）

附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法」と、「ロ、」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律

附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法」と、「又は」とあるのは「又は道路交通法」とする。

3 道路交通法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対する改正後の別表第一の七十七の項の規定の適用

については、同項の1中「者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあ

るのは「者」と、同項の2中「普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四

第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは」とあるのは「第一種運転免許又は」とする。